



2021年10月29日

各位

会社名 株式会社 Link-U
 代表者名 代表取締役社長 松原 裕樹
 (コード番号: 4446)
 問合せ先 取締役 CFO 志村 優太
 (お問い合わせ先: ir@link-u.co.jp)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年9月28日開催の取締役会及び2021年10月27日開催の第8回定時株主総会において定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるものであります。

2. 変更内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (条文省略) (新設) <u>(9)</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(8) (現行どおり) <u>(9) 知的財産の使用許諾及びその管理運用</u> <u>(10)</u> (現行どおり)
(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)	(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(新設)	(新設)

3. 効力発生日

2021年10月27日

以上